

副本

平成29年(ワ)第331号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件
原 告 金野奉晴ほか179名
被 告 国

答 弁 書

平成29年12月19日

甲府地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

部	付	若	林	美 賀 子
部	付	田	辺	昌 紀
部	付	佐	藤	正 利
上席訟務官		石	井	多 加 子
訟務官		近	藤	治 彦
訟務官		小	島	敬 二
訟務官		宮	尾	昌 樹
訟務官		佐	藤	亜 希 子
法務事務官		前	屋 敷	慶



〒400-8520 甲府市丸の内一丁目1番18号

甲府地方法務局訟務部門（送達場所 関川宛て）

(電話 055-252-7224)

(FAX 055-252-7178)

上席訟務官 片野美千子

訟務官 長田貴史

法務事務官 関川和也

甲府
長田
関川

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 田原裕之

内閣事務官 高橋一平

代
代
代

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員 佐藤伸樹

防衛部員 浅沼猛

防衛部員 井上司

防衛部員 加藤真里

防衛部員 早川浩由

防衛部員 小倉淳

防衛事務官 牧野浩士

防衛事務官 井上彰則

代
代
代
代
代
代
代
代

防衛事務官 蓮見眞澄 代
防衛事務官 倉田崇嗣 代
防衛事務官 鈴木陽介 代

防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員 松尾友彦 代
防衛部員 森広芳 光
防衛部員 若林賢 昭
防衛部員 古賀直樹 代
防衛事務官 川邊祥之 代
防衛事務官 重松翔 平
防衛事務官 長野貴裕 代
防衛事務官 松田幸將 代
防衛事務官 松浦沙季 代

防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員 菊池哲史 代
防衛部員 佐々木智則
防衛部員 松村茜 代
防衛事務官 鈴木悦子 代
防衛事務官 加瀬幹代

第1 請求の趣旨に対する答弁	6
第2 請求の原因に対する認否	6
1 「第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要」について（6ないし9ページ）	6
2 「第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること」について（9ないし23ページ）	8
3 「第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害」について（23ないし36ページ）	19
4 「第4 原告らの損害」について（37ページ）	19
5 「第5 公務員の故意・過失及び因果関係」について（37ページ）	19
6 「第6 結論」について（38ページ）	20
第3 いわゆる平和安全法制の制定の経緯及び概要	20
1 制定の経緯	20
2 いわゆる平和安全法制の概要	21
(1) はじめに	21
(2) 「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する平成26年7月1日閣議決定について	22
(3) 平和安全法制関連2法の制定の経緯	28
(4) 平和安全法制関連2法の概要	29
(5) 平和安全法制関連2法により改正ないし制定された、平和安全法制に関する主な法律の定め	30
第4 被告の主張	40
1 はじめに	40
2 原告らが主張する権利は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利	

益とは認められないこと	41
(1) 国賠法上の違法は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存在が前提となり、そもそも原告らには権利ないし法的利益が存在しない場合には国賠法上違法となる余地はないこと	41
(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないこと	43
(3) 原告らの主張する「人格権」は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないこと	47
(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないこと	48
3 小括	49
第5 結語	49

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要」について（6ないし9ページ）

(1) 「1 新安保法制法の制定」について（6ページ）

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）が賛成多数で可決成立し、平成28年3月29日施行されたことは認める。

(2) 「2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出」について（6及び7ページ）

「新安保法制法案」とあるのを平和安全法制関連2法案と解した上で認め（以下、「新安保法制法案」とあるのは平和安全法制関連2法案と解した上で認否する。）。

(3) 「3 新安保法制法の中心的内容」について（7ページ）

いわゆる平和安全法制により、存立危機事態への対処が可能となったこと、また、国際平和支援法における協力支援活動、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。以下「重要影響事態安全確保法」といい、改正前の法律を指す場合は、特に「周辺事態安全確保法」という。）における後方支援活動において、弾薬の提供が可能となったこと並びに重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法において、自衛隊の部隊等が行う「後方支援活動」や「協力支援活動」等が「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。）が行われている現場」では実施しないものとされていることは認める。

その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

(4) 「4 新安保法制法の制定行為の違憲性」について（7ページ）

憲法9条が戦争の放棄、戦力の保持の禁止及び交戦権の否認を規定していること、憲法99条が憲法尊重擁護義務を定めていることは認め、その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(5) 「5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性」について（7及び8ページ）

平和安全法制関連2法案に対して反対の意見が表明されたこと、参議院に設置された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の平成27年9月17日の議事録に同委員会で地方公聴会の報告がされたことや総括質疑が行われたことの記載がないこと、同議事録に「議場騒然、聴取不能」との記載があることは認め、その余は、原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない。

(6) 「6 原告らの権利侵害」について（8及び9ページ）

平和安全法制関連2法が平成28年3月29日に施行されたことは認め、
その余は、原告方に国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利害の
侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

(7) 「7まとめ」について（9ページ）

争う。

2 「第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その
制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること」について（9ないし23ペ
ージ）

(1) 「1 新安保法制法制定の経緯」について（10ないし12ページ）

ア 「(1)」について（10及び11ページ）

「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出
のための武器使用を認める。」（10ページ下から2及び3行目）とあるの
を「駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用を認め、ま
た、領域国政府の同意に基づく邦人救出のための武器使用を認める。」と、
訂正した上で、認める。

イ 「(2)」について（11ページ）

(7) 第1段落について

「10件の法律を改正する平和安全法制整備法案」（11ページ10
及び11行目）とあるのを「10件の法律を改正することを主な内容と
する平和安全法制整備法案」と訂正した上で、認める。

(4) 第2段落について

平和安全法制整備法により改正された重要影響事態安全確保法におい
て、政府が後方支援活動等の必要な措置を実施することができる事態を、
改正前の「周辺事態」から「重要影響事態」としたこと、周辺事態安全

確保法の別表第1備考欄に、後方地域支援として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」、自衛隊による「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と定められていたところを、重要影響事態安全確保法の別表第1備考欄では、後方支援活動として行われる自衛隊に属する「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」として、「（弾薬を含む。）」との文言を削除し、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との文言も削除したこと、国際平和支援法において、国際社会の平和及び安全の確保に資するため、我が国が「国際平和共同対処事態」における協力支援活動等を行うことが新たに定められたこと、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）において、「国際連合平和維持活動」等の活動に加えて、「国際連携平和安全活動」が新たに定められたことは認める。「法案の内容」が「26・7閣議決定」を「超えた部分もあり」とする部分については、具体的な内容が不明であるので認否の限りでない。

ウ 「(3)」について（11及び12ページ）

認める。

(2) 「2 集団的自衛権の行使が違憲であること」について（12ないし17ページ）

ア 「(1) 集団的自衛権の行使容認」について（12ページ）

(7) 第1段落について

平和安全法制整備法において自衛隊法及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平

成15年法律第79号。ただし、題名は、平成27年法律第76号により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改められた。以下「事態対処法」という。)の一部が改正されたこと、上記改正後の事態対処法において、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項が定められたことは認める。平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能としたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。

なお、被告は、平和安全法制整備法による改正後の自衛隊法及び改正後の事態対処法において認められる武力の行使のうち、国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるものは、他国を防衛するための武力の行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置にとどまるものであるから、憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるものではない一方、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を探っている。

(イ) 第2段落について

認める。

イ 「(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」について(1 2ないし14ページ)

昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」において、

(一) まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・
・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三

条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・
・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、
わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも
放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存
立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうて
い解されない。」とし、

(二) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則
とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めては解さ
れないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、
自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事
態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としては
じめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するため
とられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、
このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されると
いう基本的な論理を示し、

(三) その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行
使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処す
る場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を
阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許
されないといわざるを得ない。」として、(一) 及び (二) の基本的な論理
に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した
場合に限られるという見解が述べられていることは認める。

また、政府が、憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁止
しているが、これは、自衛のための必要最小限度を超える実力を保持する
ことを禁止する趣旨のものであると解しており、自衛隊は、我が国を防衛

するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらないと解していること、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

ウ 「(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認」について（14ページ）

平成26年7月1日に「26・7閣議決定」がされたこと、同閣議決定において、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この『武力の行使』には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。」との考え方を示したこと、上記閣議決定を踏まえ、平和安全法制整備法による改正

後の自衛隊法 76 条 1 項, 88 条及び改正後の事態対処法 2 条 2 号, 4 号, 3 条 3 項, 4 項, 9 条 2 項 1 号口において、「防衛出動」等の規定が定められていることは認める。

エ 「(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性」について（14ないし17ページ）

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

オ 「(5) 立憲主義の否定」について（17ページ）

日本国憲法が、前文において、「政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めていること、97条において、基本的人権の不可侵性を規定していること、98条 1 項において、憲法の最高法規性を規定していること、99条において、国務大臣、国会議員等に憲法尊重擁護義務を課していること、また、政府が、「26・7閣議決定」において、憲法 9 条の下で許容される自衛の措置についての考え方を示し、平和安全法制整備法においてその内容等が定められたことは認め、「26・7閣議決定」、「27・5閣議決定」及び平和安全法制整備法が立憲主義の根本理念を踏みにじり、憲法 96 条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(3) 「3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること」について（18ないし22ページ）

ア 「(1) 後方支援活動等の軍事色強化」について（18及び19ページ）

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法の題名（「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）が「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する

法律」に変更されたこと、周辺事態安全確保法における「周辺事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、重要影響事態安全確保法における「重要影響事態」が「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とされ、「我が国周辺の地域における」という文言が削除されていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動の対象が、重要影響事態に対処し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織とされていること、重要影響事態安全確保法においては、政府は、重要影響事態に際して、国会の承認の下に、後方支援活動、捜索救助活動、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号。なお、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するための必要な措置を実施することができるとされていること、国際平和支援法において、「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」とされていること、政府は、国際平和共同対処事態に対処して、所定の要件及び国会の事前の承認の下に、協力支援活動、捜索救助活動及び船舶検査活動を実施するとできるとされていること、重要影響事態安全確保法における後方支援活動として行う自

衛隊に属する物品の提供並びに自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」並びに「訓練業務」とされ、国際平和支援法における協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類は、「補給」、「輸送」、「修理及び整備」、「医療」、「通信」、「空港及び港湾業務」、「基地業務」、「宿泊」、「保管」、「施設の利用」、「訓練業務」並びに「建設」とされていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「自衛隊に属する物品提供及び自衛隊による役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないとする。」との定めがないことは認める。

イ 「(2) 後方支援活動等の武力行使性」について（19ページ）

事実に関する主張でなく、認否の限りでない。

ウ 「(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化」について（19ないし22ページ）

(7) 「ア」について

名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）に原告らが引用する判示部分が存在すること、周辺事態安全確保法において「後方地域」とは、「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。」とされていたこと、同法の別表第1の備考

欄に、後方地域支援として行う自衛隊に属する「物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」とされ、自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供には、「戦闘作戦活動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」とされていたこと、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年法律第113号。）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。…（中略）…）及びその上空」、「二 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）」とされていたこと、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号。）において、対応措置を実施する地域が「我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、「一 外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあっては、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて

施政を行う機関の同意によることができる。)」、「二 公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。…（中略）…）及びその上空」とされていたことは認める。その余は、原告らの意見なし評価にわたるものであり認否の限りでない。

(イ) 「イ」について

重要影響事態安全確保法が「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」、国際平和支援法が「協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第8条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。」とそれぞれ規定していること、26・7閣議決定において、「政府としては、いわゆる『武力の行使との一体化』論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実体験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の『後方地域』あるいはいわゆる『非戦闘地域』といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みでなく、他国が『現に戦闘行為を行っている現場』ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の『武力の行使と一体化』するものではないという認識を基本とした以下の考え方立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めるものとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が『現に戦闘行為を行っている現場』となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。」ことが定められていること、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に、後方支援活動及び協力支援活動として行う自衛隊に属する「物品の提供には武器の提供を含まないものとする。」とされているが、「武器」に「(弾薬の提供を含む。)」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないとする。」との定めがないことは認め、自衛隊の後方支援活動等が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

エ 「(4) 後方支援活動等の違憲性」について (22ページ)

事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

(4) 「4 砂川事件判決について」について (22及び23ページ)

ア 第1段落について

最高裁判所昭和34年12月16日大法廷判決（刑集13巻13号3225ページ）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするため必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」と判示していることは認める。

イ 第2段落及び第3段落について

原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

(5) 「5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法

性」について（23ページ）

平和安全法制関連2法の「制定に向けての閣議決定及び国会の議決」につき国賠法上の違法性があるとの主張は、後記第4のとおり争う。

3 「第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害」について（23ないし36ページ）

(1) 「1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況」ないし「3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性」について（24ないし29ページ）

平和安全法制整備法により改正された自衛隊法76条1項2号に基づく防衛出動、重要影響事態安全確保法6条1項又は2項に基づく自衛隊による後方支援活動及び国際平和支援法7条1項又は2項に基づく自衛隊による協力支援活動が憲法9条に違反するとの主張は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

その余は、いずれも原告らの国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない。

(2) 「4 原告らの権利、利益の侵害」について（29ないし36ページ）

否認ないし争う。

後記第4のとおり、原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

4 「第4 原告らの損害」について（37ページ）

争う。

5 「第5 公務員の故意・過失及び因果関係」について（37ページ）

後記第4のとおり、原告らの請求は、国賠法の救済が得られる具体的な権利

ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係に係る各主張については、いずれも認否の要を認めない。

6 「第6 結論」について（38ページ）

争う。

第3 いわゆる平和安全法制の制定の経緯及び概要

1 制定の経緯

- (1) 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した（以下「平成26年7月閣議決定」という。）。
- (2) 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。
- (3) 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決し、同日、平和安全法制関連2法が成立した。
- (4) 平和安全法制整備法は、自衛隊法等の一部を改正する法律であり、また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。平和安全法制整備法により改正された法律は、以下の10法律である（なお、このほか、附則により技術的な改正が行われる法律が10法律ある。）。
 - ① 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
 - ② 国際平和協力法
 - ③ 重要影響事態安全確保法

- ④ 船舶検査活動法
 - ⑤ 事態対処法
 - ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）
 - ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号。ただし、題名は、平成27年法律第76号による改正後のもの。）
 - ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）
- (5) 平和安全法制関連2法は、平成27年9月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

2 いわゆる平和安全法制の概要

(1) はじめに

前記1のとおり、平和安全法制整備法は、自衛隊法を始めとした10法律（①自衛隊法、②国際平和協力法、③重要影響事態安全確保法、④船舶検査活動法、⑤事態対処法、⑥武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（ただし、題名は改正後のもの。以下、⑧及び⑨につき同じ。）、⑦武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律、⑧武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律、⑨武力攻撃事態及び

存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律、⑩国家安全保障会議設置法) の一部改正と附則による 10 法律の技術的な改正を内容とする法律である。また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。

以下においては、いわゆる平和安全法制（安全保障法制）の整備に係る平成 26 年 7 月 1 日の閣議決定の内容（後記(2)）を述べた上で、平和安全法制関連 2 法の制定の経緯（後記(3)）、平和安全法制関連 2 法の概要（後記(4)）及び平和安全法制関連 2 法により改正ないし制定された平和安全法制に関する主な法律の定め（後記(5)）につき、必要な範囲でその概要を述べる。

(2) 「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する平成 26 年 7 月 1 日閣議決定について

平成 26 年 7 月閣議決定は、我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものとしなければならない一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は、根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は、複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面しているとの認識を示した上で、政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることであり、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、力強い外交を推進することにより、安定しつつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならず、さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要であり、特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に

回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である、その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならないと総括し、「政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。」とした。

平成26年7月閣議決定が示した基本方針の概要は、以下のとおりである。

① 武力攻撃に至らない侵害への対処

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考としつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当

該武器等を防護するための自衛隊法95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

② 国際社会の平和と安定への一層の貢献

i いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。一方、憲法9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようになることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊

が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方にして、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

ii 國際的な平和協力活動に伴う武器使用

我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務である

が、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的ないと考えられる。

このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場

合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

- (ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。
- (エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

③ 憲法9条の下で許容される自衛の措置

憲法9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするためには必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されず、この自衛の措置は、飽くまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、この基本的な論理は、憲法9条の下では今後とも維持されなければならない。

これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武

力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するため最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めるなどを法案に明記することとする。

(3) 平和安全法制関連2法の制定の経緯

内閣は、平成26年7月閣議決定で示した基本方針に沿って作成された平

和安全法制関連2法（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）に係る法律案を平成27年5月14日に閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会（衆議院）に提出した。同法律案は、同年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議でそれぞれ可決し、同日、成立した。その後、平和安全法制関連2法は、同月30日に公布され、平成28年3月29日施行された。

(4) 平和安全法制関連2法の概要

平和安全法制関連2法の概要は、次のとおりである。

① 武力攻撃に至らない侵害への対処

自衛隊法の改正により、我が国の防衛に資する活動を行う米軍等の部隊の武器等防護を可能とした（後記(5)ア）。

② 国際社会の平和と安定への貢献

i 合衆国軍隊等ないし諸外国の軍隊等への支援活動

周辺事態安全確保法の改正（同法の題名も、重要影響事態安全確保法へと改められた。）により、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。重要影響事態安全確保法1条。）に際して、合衆国軍隊等（重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。同法3条1項1号。）への後方支援活動を可能とした（重要影響事態への対処。後記(5)イ。）。

また、国際平和支援法の新規制定により、国際平和共同対処事態（同法1条）に際して、国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行う諸外国の軍隊等（同法3条1項1号）への協力支援

活動を可能とした（国際平和共同対処事態への対処。後記(5)ウ）。

ii 国際的な平和協力活動の実施

国際平和協力法の改正により、国際平和協力業務（同法3条5号）において実施できる業務を拡大するとともに（いわゆる安全確保業務や駆け付け警護等）、業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行った（後記(5)エ）。

また、自衛隊法の改正により、在外邦人等の警護、救出などの措置を可能とするとともに、措置の実施に必要な武器使用権限について規定した（後記(5)ア）。

さらに、国家安全保障会議設置法の改正により、いわゆる安全確保業務などの判断に際して、国家安全保障会議で審議する仕組みとした。

③ 憲法9条の下で許容される自衛の措置

事態対処法及び自衛隊法等の改正により、存立危機事態（事態対処法2条4号）への対処を可能とした（存立危機事態への対処。後記(5)オ。）。

(5) 平和安全法制関連2法により改正ないし制定された、平和安全法制に関する主な法律の定め

ア 自衛隊法の概要（主に平和安全法制整備法による改正に係る部分）

自衛隊法は、自衛隊（同法2条1項）の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員（同条5項）の身分取扱等を定めることが目的とする法律である（同法1条）。

平和安全法制整備法による自衛隊法の改正により、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定が新設され（同法95条の2），自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（合衆国軍隊等）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われて

いるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できることとされた(同条1項)。

また、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置(保護措置。輸送を含む。)に関する規定(同法84条の3)が新設された。

このほか、平和安全法制関連2法による、自衛隊法以外の法律の改正ないし制定に伴う改正も行われた。例えば、現在の自衛隊法76条は、後記才の武力攻撃事態や存立危機事態に対応する形で、内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(武力攻撃事態)及び我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態(存立危機事態)に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動(防衛出動)を命ずることができる旨定めているところ(同法76条1項。なお、この場合には、事態対処法9条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。)，このうち存立危機事態に際しての防衛出動命令については、事態対処法の改正により存立危機事態の概念が新たに設けられたことと併せて、同手続における防衛出動の規定が整備されたものである。

イ 重要影響事態安全確保法の概要

(ア) 目的

重要影響事態安全確保法は、重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

なお、周辺事態安全確保法（平和安全法制整備法による改正前の重要影響事態安全確保法）においては、同法の題名は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」であり、「周辺事態」（そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重大な影響を与える事態。周辺事態安全確保法1条）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定めていたが、平和安全法制整備法による改正により、同法の題名は「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改められるとともに、「周辺事態」についても「重要影響事態」へと改められた。

（イ）後方支援活動及び捜索救助活動について

a 後方支援活動

重要影響事態安全確保法において、後方支援活動とは、合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう（同法3条1項2号）。

後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（同条3項後段に規定するものを除く。）は、同法別表第一に掲げるものとされている（同法3条2項）。

また、後方支援活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環と

して行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとされている(同法2条3項)。

なお、周辺事態安全確保法においては、「後方地域支援」(周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域〔周辺事態安全確保法3条3号〕において我が国が実施するもの〔同法3条1項1号〕)が規定されていたが、平和安全法制整備法による改正により、上記の「後方支援活動」へと改められた。

b 捜索救助活動

重要影響事態安全確保法において、搜索救助活動とは、重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であって、我が国が実施するものをいう(同法3条1項3号)。

この搜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、同法別表第二に掲げるものとされている(同法3条3項)。

また、搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている(同法2条3項。ただし、同法7条6項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。)。

なお、周辺事態安全確保法においては、「後方地域搜索救助活動」(周

辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動〔救助した者の輸送を含む。〕であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。周辺事態安全確保法3条1項2号)が規定されていたが、平和安全法制整備法による改正により、上記の「捜索救助活動」へと改められた。

ウ 国際平和支援法の概要

(ア) 目的

国際平和支援法は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等（同法3条1項1号参照。以下同じ。）に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

なお、同法は、平和安全法制関連2法の一つとして、新規に制定された法律である。

(イ) 協力支援活動及び捜索救助活動について

a 協力支援活動

国際平和支援法において、協力支援活動とは、諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であって、我が国が実施するものをいう（同法3条1項2号）。

協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（同法3条3項後段に規定するものを除く。）は、同法別表第一に掲げるものとされている（同法3条2項）。

また、協力支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項）。

b 捜索救助活動

国際平和支援法において、**搜索救助活動**とは、諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう（同法3条1項3号）。

この**搜索救助活動**は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、**搜索救助活動**を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、同法別表第二に掲げるものとされている（同法3条3項）。

また、**搜索救助活動**は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（同法2条3項。ただし、同法8条6項の規定により行われる**搜索救助活動**については、この限りではない。）。

エ 国際平和協力法の概要

(ア) 目的

国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動（同法3条1号）、②国際連携平和安全活動（同条2号）、③人道的な国際救援活動（同条3号）及び④国際的な選挙監視活動（同条4号）に対し、適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画（実施計画）及び国際平和協力業務実施要領（実施要領）の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務（同条5号）の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、

もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（同法1条）。

（1）国際平和協力業務の内容について

国際平和協力業務とは、①国際連合平和維持活動のために実施される業務で国際平和協力法3条5号イないしラに掲げるもの、②国際連携平和安全活動のために実施される業務で同号イないしラに掲げるもの、③人道的な国際救援活動のために実際される業務で同号ワないしツ、ナ及びラに掲げるもの並びに④国際的な選挙監視活動のために実際される業務で同号チ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるものをおい（同法3条5号）、国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない（同法2条2項）。

同法3条5号に掲げる国際平和協力業務の具体的な類型は、次のとおりである（下記イないしラは、同号イないしラにそれぞれ対応するものである。）。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

認

二 放棄された武器の収集、保管又は処分

ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

- ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護（いわゆる安全確保業務）
- チ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理
- リ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視
- ヌ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視
- ル リ及びヌに掲げるもののほか、立法、行政（ヲに規定する組織に係るものをお除く。）、又は司法に関する事務に関する助言又は指導
- ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務
- (1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導
- (2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練
- ワ 医療（防疫上の措置を含む。）
- カ 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
- ヨ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- タ 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- レ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- ソ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置
- ツ イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。），

通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護（いわゆる駆け付け警護）

(ウ) 平和安全法制整備法による国際平和協力法改正の概要

平和安全法制整備法による改正によって、国際平和協力法については、協力の対象となる活動として、前記(ア)②の国際連携平和安全活動（同法3条2号。非国連統括型の国際的な平和維持活動。）が追加されるとともに、従来から行われていた国際平和協力業務（人的協力）、物資協力（物的協力）に加えた新たな人的協力として、自衛官の国際連合への派遣（同法27条ないし29条）が追加された。

また、同改正により、国際平和協力業務（人的協力）の業務の種類が追加され、新たに、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）等が規定されるとともに、当該業務を実施するために必要な武器の使用に関する規定も整備された（同法26条等）。

才 事態対処法の概要

(ア) 目的

事態対処法は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

(イ) 武力攻撃事態等及び存立危機事態について

a 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃（事態対処法2条1号。以下、同法の条項において同じ。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう（同法2条2号）。

武力攻撃事態への対処においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないこと、ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと等が基本理念とされている（同法3条3項等）。

b 武力攻撃予測事態

武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう（同法2条3号）。

武力攻撃予測事態への対処においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならないこと等が基本理念とされている（同法3

条2項等)。

c 存立危機事態

存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう(事態対処法2条4号)。

存立危機事態への対処においては、存立危機武力攻撃(我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものをいう。同法2条8号ハ(1)。)を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬこと、ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないこと等が基本理念とされている(同法3条4項等)。

なお、上記で述べた武力攻撃事態等の定義や基本理念は、平和安全法制整備法による改正前の事態対処法(題名は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)においても同様に規定されていたのに対し、存立危機事態については、平和安全法制整備法による改正によって新設されたものである。

第4 被告の主張

1 はじめに

原告らは、「新安保法制法の制定に係る内閣(その構成員である各國務大臣)による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会(その構成員である国会議員)による同法案の可決」により、①「原告らの平

和のうちに生存する権利（平和的生存権）」及び②生命・身体の安全を含む「人格権」がそれぞれ侵害されるとともに、③「憲法改正の手続を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった」ことから「憲法改正・決定権」が侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めていた（訴状第1の7・9ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らの請求は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

2 原告らが主張する権利は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 国賠法上の違法は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存在が前提となり、そもそも原告らには権利ないし法的利益が存在しない場合には国賠法上違法となる余地はないこと

本件訴訟において、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として損害金等の支払を求めていたようであるが（訴状第6・38ページ）、国賠法1条1項の違法は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背した場合に認められるところ（職務行為基準説）、かかる違法性判断の前提として、当該公務員の行為が原告の具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要する。

不法行為に基づく損害賠償を請求するに当たって、権利ないし法的利益が侵害されていることを要することは、民法709条に基づく損害賠償請求権に関して明らかであるが（最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42

卷5号277ページ、最高裁平成2年4月17日第三小法廷判決・民集44巻3号547ページ)、国家賠償法においても同様に当てはまるものといえる(最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ、最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1569ページ、最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決・集民220号573ページ)。

そもそも、国賠法は、公務員の不法行為によって損害を被った者が国又は公共団体にその賠償を求めることができる旨定めた憲法17条を受けて、国又は公共団体が賠償責任を負うための要件・効果を定めているところ、国家賠償制度は、公務員の不法行為によって被害を被った者の救済を図ることを目的としているのであって、権利ないし法的利益の侵害があることが当然の前提となっており、その点では、個人の不法行為によって被害を受けた者の救済を目的とする民法709条と基礎を同じくすることができる。かつて「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ…」と規定していた民法709条の下において、判例は、厳密な意味において「権利」とはいえなくも、「法律上保護セラレルルノ利益」が侵害されれば足りると解し(大審院大正14年11月28日民集4巻670ページ)、これが学説上も支持されていたところ、平成16年法律第147号による改正により、民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は…」とこれを明示するに至っている。国賠法は、その制定に当たり、かかる判例の動向や学説を踏まえて、同法1条1項について、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは…」と規定したのであって、不法行為に基づく損害賠償請求と同じように、国賀法1条1項に基づく損害賠償請求が認められるためには、原告らの具体的な権利、少なくとも

法的利益が存在し、かつ、公務員の不法行為によってこれが侵害されていることが最低限必要であると解されるのである。

そして、かかる解釈は、上記で掲げた判例のみならず、我が国の裁判例においても妥当しているところである（大阪地裁平成元年11月9日判決・判例タイムズ715号36ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例タイムズ715号36ページ及びその控訴審である福岡高裁平成4年2月28日判決・判例タイムズ778号88ページ、神戸地裁姫路支部平成2年3月29日判決・判例時報1457号100ページ及びその控訴審である大阪高裁平成5年3月18日判決・判例タイムズ827号69ページ、大阪地裁平成4年11月24日判決・行裁集43巻11・12号1404ページ及びその控訴審である大阪高裁平成7年3月9日判決・行裁集46巻2・3号250ページ、大阪地裁平成7年10月25日判決・判例タイムズ900号171ページ、大阪地裁平成8年3月27日判決・判例タイムズ927号94ページ、東京地裁平成8年5月10日判決・判例タイムズ916号59ページ）。

したがって、そもそも原告らに、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない場合には、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はない。

(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないこと

ア　原告らは、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）を根拠に、平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである（訴状第3の4(1)ア・29及び30ページ）。

イ　しかしながら、「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385ページ、判

例時報 1318 号 3 ページ) が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえ」ないと判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている(小倉顕・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度 225 ページ)。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものということができる。

そして、同様の判断は、多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確定しているものといえる(札幌高裁昭和 51 年 8 月 5 日判決・行裁例集 27 卷 8 号 1175 ページ、水戸地裁昭和 52 年 2 月 17 日判決・判例時報 842 号 22 ページ、東京高裁昭和 56 年 7 月 7 日判決・判例時報 1004 号 3 ページ、大阪地裁平成元年 11 月 9 日判決・判例時報 1336 号 45 ページ、福岡地裁平成元年 12 月 14 日判決・判例時報 1336 号 79 ページ、福岡高裁平成 4 年 2 月 28 日判決・判例時報 1426 号 85 ページ、大阪高裁平成 4 年 7 月 30 日判決・判例時報 1434 号 38 ページ、大阪地裁平成 7 年 10 月 25 日判決・判例時報 1576 号 37 ページ、大阪地裁平成 8 年 3 月 27 日判決・判例時報 1577 号 104 ページ、東京地裁平成 8 年 5 月 10 日判決・判例時報 1579 号 62 ページ、大阪地裁平成 8 年 5 月 20 日判決・判例時報 1592 号 113 ページ、東京地裁平成 9 年 3 月 12 日判決・判例時報 1619 号 45 ページ、東京高裁平成 16 年 4 月 22 日判決・公刊物未登載(乙第 1 号証)等)。

ウ 実質的に検討しても、権利には、極めて抽象的、一般的なものから、具体的、個別的なものまで各種、各段階のものがあるが、その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的、個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると、「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであり、このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また、憲法前文第2段は、全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、「平和的生存権」を規定しているけれども、ここでいう「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり、憲法の理念・基本原理を宣言したものであるという憲法前文の法的性格からしても、憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって、直ちに基本的人権の一つであるということはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ、佐藤幸治編著・要説コンメンタール日本国憲法27ページ同旨）。

エ この点について、前掲東京高等裁判所昭和56年7月7日判決は、「前文は、憲法の建前や理念を莊重に表明したものであって、そこに表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき国に対して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義

や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であつて、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。(中略)『平和的生存権』をもつて、個々の国民が国に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものであ」と判示している(判例時報1004号25ページ)。

また、前掲東京高等裁判所平成16年4月22日判決(公刊物未登載・乙第1号証)も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中心据えるもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されていると解することはできない。」と判示している(同号証14ページ)。

オ 以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認めるることはできない。

(3) 原告らの主張する「人格権」は国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないと

ア 原告らは、「集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法（中略）の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されてい」るなどと主張する（訴状第3の4(2)イ・33及び34ページ）。

イ しかしながら、上記アの主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

また、原告らの主張が、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であるとすれば、当該主張は、「集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、（中略）敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、（中略）新安保法制法の制定は、（中略）それ（引用者注：戦争）に至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるもの

として、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであるとの「平和的生存権」に係る原告らの主張（訴状第3の4(1)ウ・32ページ）と同旨のものにはかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことは、上記(2)で述べたとおりである。

ウ したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないのは明らかであるから、これを国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認めることはできない。

(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益と認められないこと

原告らは、「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかならぬ」とした上で、「新安保法制法は、（中略）憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするもの」であるから、「原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利」である「憲法改正・決定権」を侵害するものである旨主張する（訴状第1の6(3)・9ページ、第3の4(3)イ及びウ・35及び36ページ）。

しかしながら、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

このことをおくとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改

正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

結局のところ、「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めるに帰するものというほかなく、これが付隨的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

以上のとおり、原告らの主張する「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害と認めることはできない。

3 小括

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張は、いずれもそれ自体失当であり、理由がないから、速やかに弁論終結の上、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上